

地域密着型サービス事業所の指定更新について(承認)  
(小規模多機能型居宅介護)

資料1-2

1 事業者・事業所の概要

項目	事業者・申請者の内容	
申請者	名称	株式会社サンセット・シニアーズ
	所在地	埼玉県久喜市吉羽3-13-7
	代表者氏名	代表取締役 田口渡美子
事業所	名称	久喜はるかぜ
	事業所番号	1190900074
	所在地	埼玉県久喜市久喜東二丁目35番地5
	利用定員	25人(通い15人、宿泊9人)
	指定期間	平成29年4月1日～令和5年3月31日
	管理者氏名	大溝志津子

2 法令基準の確認状況(小規模多機能型居宅介護の人員、設備及び運営に関する基準)

確認項目	確認事項	確認状況	関係法令等	適否	
人員基準	介護支援専門員	1 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了しているか。	修了証書確認	省令第63条第11項	適
	介護従業者	1 夜間及び深夜の時間帯以外(通い)に常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置されているか。	1以上配置 常勤換算2.3 (勤務表にて確認)	省令第63条第1項	適
		2 夜間及び深夜の時間帯以外(訪問)に常勤換算方法で1以上配置されているか。	1以上配置 常勤換算2.3 (勤務表にて確認)	省令第63条第1項	適
		3 夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務にあたる者を1以上配置しているか。※宿泊サービスの利用者がいない時は、配置しなくてもよい。	宿泊サービス利用者なし	省令第63条第1項	適
		4 宿直勤務に当たる職員を必要な人数配置しているか。※宿泊サービスの利用者がいない時は、配置しなくてもよい。	宿泊サービス利用者なし	省令第63条第1項	適
		5 常勤の介護従業者を1以上おいているか。	1配置 (勤務表にて確認)	省令第63条第3項	適
		6 1以上の者は看護師又は准看護師であるか。	1配置 (勤務表及び免許証にて確認)	省令第63条第4項	適
	管理者	1 常勤の管理者が配置されているか。	常勤で配置 (勤務一覧確認)	省令第64条第1項	適
		2 管理者は専従でなければならない。ただし、基準で指定するものであって、管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼ねることができる。	兼務 業務に支障なし (勤務表にて確認)	省令第64条第1項	適
	代表者	1 認知症対応型サービス事業開設者研修を修了しているか	修了証書確認	省令第65条第1項	適
設備基準	居間及び食堂	1 機能を十分に発揮しうる適当な広さがあるか。 ※3m×15人=45m以上であること。	48.68㎡ (平面図にて確認)	省令第67条第2項第1号	適
	宿泊室	1 床面積は7.43㎡以上あるか。	8.25㎡以上 (平面図にて確認)	省令第67条第2項第2号	適
	設備及び備品	1 消火設備、その他非常災害に際して必要な設備を設けているか。	設備・備品等一覧表及び平面図にて確認	省令第67条第1項	適

運営基準	運営規程	1	<p>下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針  ②従業者の職種、員数及び職務の内容  ③営業日及び営業時間  ④登録定員・通いサービス・宿泊サービスの利用定員  ⑤事業の内容及び利用料その他の費用の額  ⑥通常の実施地域  ⑦サービス利用に当たっての留意事項  ⑧緊急時における対応方法  ⑨非常災害対策  ⑩虐待防止のための措置(令和6年3月31日までは努力義務)  ⑪その他運営に関する重要事項</p>	運営規程にて確認	省令第81条	適
	勤務体制の確保等	1	<p>従業者の勤務体制を定めているか。</p>	勤務表にて確認	省令第30条第1項	適
	利用料等の受領	1	<p>法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとするを明記しているか。</p>	運営規程にて確認	省令第71条	適

※省令・・・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)